

教職員の皆様へ

事務局総務部人事課

## 勤勉手当の支給月数の引き上げについて

国においては人事院、大阪府・大阪市においては人事委員会において、賞与にかかる民間との均衡を図るため、勤勉手当の年間の支給月数の引き上げが勧告され、国・大阪府・大阪市においては、勧告に基づき、勤勉手当の年間の支給月数を0.1月引き上げることとされました。

地方独立行政法人法では、地方独立行政法人の職員の給与の支給の基準を定める際に「同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与」を考慮しなければならないこととされており、本法人においても、国や地方公共団体、本法人の設立団体である大阪府・市における勤勉手当の支給月数の改定状況を踏まえて、以下のとおり勤勉手当の年間の支給月数を引き上げることといたしましたので、お知らせします。

### 1. 改定内容

- ・ 勤勉手当の年間支給月数を0.1月（再雇用職員は0.05月）分引き上げます。
- ・ 令和4年度は12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数が均等になるように引き上げます。

年度	区分	6月期		12月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和4年度	教職員	0.950月 (1.150月)	0.950月 (1.150月)	0.950月 (1.150月)	1.050月 (1.250月)
	定年前給与抑制教員※	0.280月 (0.330月)	0.280月 (0.330月)	0.280月 (0.330月)	0.380月 (0.430月)
	再雇用職員	0.450月	0.450月	0.450月	0.500月
令和5年度以降	教職員	0.950月 (1.150月)	1.000月 (1.200月)	0.950月 (1.150月)	1.000月 (1.200月)
	定年前給与抑制教員※	0.280月 (0.330月)	0.330月 (0.380月)	0.280月 (0.330月)	0.330月 (0.380月)
	再雇用職員	0.450月	0.475月	0.450月	0.475月

( )内は特定管理教員

※年度の初日の前日において、63歳以上の年齢に達している教員（大阪公立大学医学研究科に勤務する教員を除く。）をいいます。

## 2. 実施時期

令和4年度の引き上げは、令和4年12月期の勤勉手当から実施  
令和5年度以降の引き上げは、令和5年6月期の勤勉手当から実施

## 3. 上記改正に係る規程

### 【一部改正規程】

- ・ 公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・ 大阪公立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

### 【改正後全文】

- ・ 公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
- ・ 大阪公立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

### ◆問い合わせ先◆

- ・ 事務局総務部人事課 給与厚生担当  
電話 072-254-7468

- ・ 医学部・附属病院事務局人事課 人事担当  
電話 06-6645-2721